

平成26年度 第1回むつ市有償運送運営協議会

日時：平成27年2月25日(水)

午後1時30分から

場所：むつ市役所 第3会議室

次 第

1 開 会

2 概要説明

3 協議案件

(1) シルバーピュアむつによる福祉有償運送の実施について

4 閉 会

むつ市有償運送運営協議会 委員

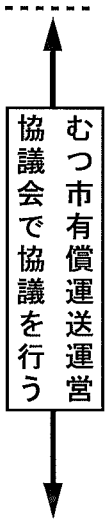
団体名	職 名	委員氏名	出欠
下北交通株式会社	常務取締役	杉 山 毅	○
ジェイアールバス東北(株)大湊営業所	所長	佐々木 英 明	○
有限会社むつ車体工業	バス事業部長	八 戸 敏 久	○
有限会社脇野沢交通	代表取締役	滝 本 守 雄	○
むつ市タクシー協会	会長	館 岡 清 貴	○
下北タクシー協会	会長	乙 部 文 夫	○
むつ市社会福祉協議会	地域福祉課長	室 舘 篤	○
むつ市民生委員児童委員協議会	会長	渡 邊 勲	○
むつ市身体障害者福祉協会	会長	川 端 稔	○
むつ市連合婦人会	会長	坪 二三子	○
むつ市老人クラブ連合会	会長	平 塚 邦 夫	○
むつ商工会議所	専務理事	中 村 俊 三	○
東北運輸局青森運輸支局	首席運輸企画専門官	大 水 直 樹	オブザーバー 大友泰祐
下北交通労働組合	執行委員長	秋 元 雅 司	○
むつ市総務政策部	部長	伊 藤 道 郎	○
むつ市保健福祉部	部長	花 山 俊 春	○

【概要】

自動車を使用して有償で運送するためには、バスやタクシー事業の許可が必要である。しかし、バスやタクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合は、市町村バスやNPO法人等によるボランティア有償運送が認められている。

【自家用有償旅客運送の種類】

(1)市町村運営有償運送	
①交通空白輸送	市町村内の過疎地等の交通空白地帯において、市町村自らが当該市町村内の住民の運送を行うもの
②市町村福祉輸送	当該市町村の住民のうち、身体障害者、要介護者等であって市町村に会員登録を行った者に対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
(2)福祉有償運送 NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの	
(3)過疎地有償運送 NPO法人等が過疎地域等において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって運送を行うもの	



【むつ市有償運送運営協議会の概要】

- 上記の「(2)福祉有償運送」と「(3)過疎地有償運送」の実施については、運営協議会において協議が整っていることが必要とされている（道路運送法施行規則第51条の3）。この度設置する「むつ市有償運送運営協議会」はこの運営協議会に該当するものであり、会議では、有償運送の必要性や料金等についての協議をする。
- 運営協議会の会議は、新たに有償運送を計画する団体からの申し出があった場合のほか、既に実施されている有償運送の更新等で必要な場合に開催する。

自家用有償運送について

◆道路運送法第78条（有償運送）

自家用自動車は、次の場合を除き、有償で運送のために使用してはならない。

①災害のため緊急を要するとき。

②市町村、NPO法人等が国土交通大臣の登録を受けて行うとき。

③公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に地域、期間を限定して行うとき。

◆道路運送法施行規則第49条（自家用有償運送）

法第78条第2号で定める旅客の運送は次に掲げるものとする。

①市町村が、その区域内で住民の運送を行うとき。（＝介護福祉課の福祉タクシー）

②NPO法人等が、過疎地域で住民等の運送を行うとき。（＝過疎地有償運送）

③NPO法人等が、身体障害者や要介護者等に対して輸送サービスが確保されていないと認められる場合に、運送を行うとき。（＝福祉有償運送）

運営協議会での協議について

◆道路運送法第79条の4第1項第5号（登録の拒否）

国土交通大臣は、自家用有償旅客運送に関し、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等が一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることに合意していないとき、登録を拒否しなければならない。

◆道路運送法施行規則第51条の7

法第79条の4第1項第5号の合意していないときとは、過疎地有償運送及び福祉有償運送については、運営協議会において協議が調っていないときとする。

1 自家用有償旅客運送の必要性

※過疎地有償運送については、過疎地域自立促進特別措置法で規定される過疎地域において輸送サービスが十分に提供されていないと認められる場合

2 運送の区域

- ・運営協議会において、協議が調った市町村を単位とする
- ・旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること

3 旅客から収受する対価

- ・実費に基づく営利に至らない範囲で認められるもの
- ・タクシーの上限運賃の概ね 1 / 2 の範囲内

4 運送しようとする旅客の範囲

◇福祉有償運送の場合

- ・公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者等

◇過疎地有償運送の場合

- ・地域住民及びその親族、地域に存在する公共施設等を利用する者、その地域に用務がある者
- ・運送を行おうとする団体の会員

5 自家用有償旅客運送の管理体制

議決について

むつ市有償運送運営協議会第5条第3項

会議の議事のうち議決を要する事項については、出席委員の過半数の同意により決することとする。

⇒ 各協議事項（上記の1～5）について審議の上、最終的に有償運送の実施について協議会として了承するか否か決を採る。

●タクシー車両台数等 (市内9社)

H27.2.1現在

車両台数	一般車両(台)	97
	福祉車両(台)	2
	うち寝台積載可能車	1
運転者数	第2種免許保持者(人)	198
	うち訪問介護等の有資格者	5

●高齢者数

H27.1.31

	総人口 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)
男	29,829	7,111	23.8%
女	31,665	10,102	31.9%
合計	61,494	17,213	28.0%

●要介護(要支援)認定者数 (人)

H27.1.31

	第1号 (65歳以上)	第2号 (40~64歳)	合計
要支援1	382	9	391
要支援2	530	10	540
要介護1	602	21	623
要介護2	521	11	532
要介護3	431	9	440
要介護4	445	10	455
要介護5	493	21	514
合計	3,404	91	3,495

●身体障害者手帳所持者数 (人)

H26.3.31

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	66	40	11	8	18	14	157
聴覚平衡	3	50	25	40	2	88	208
音声言語	3	2	17	10	0	0	32
肢体不自由	369	320	244	396	104	48	1,481
内部障害	688	3	97	144	0	0	932
合計	1,129	415	394	598	124	150	2,810

むつ市有償運送運営協議会設置要綱

平成27年2月3日制定

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、法第79条の登録を受けて行う福祉有償運送及び過疎地有償運送に関し、その必要性並びに実施に伴う安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等について協議するため、むつ市有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法その他福祉有償運送及び過疎地有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 市の住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- (4) 東北運輸局青森運輸支局長又はその指名する者
- (5) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長等)

第4条 協議会に会長をおき、第3条第2項第1号に掲げる者の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事のうち議決を要する事項については、出席委員の過半数の同意により決することとする。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 委員は、自ら所属する団体の申請に係る第2条第1号に規定する事項の協議に参加することができない。

6 委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

7 会議は、書面により協議することができる。

8 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

9 協議会の庶務は、総務政策部企画調整課において処理する。

(分科会)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項の協議について、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会は、関係する事業者及びその組織する団体、協議の対象となる当該地区の関係者その他会長が必要と認める者をもって構成する。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【参考資料】

むつ市有償運送運営協議会 委員（第3条関係）

	該当規定	団体（役職名）	備考
1	第1号委員	市総務政策部長	会長
2		市保健福祉部長	職務代理
3	第2号委員 交通事業者	下北交通㈱	
4		ジェイアールバス東北㈱大湊営業所	
5		(有)むつ車体工業 バス事業部	
6		(有)脇野沢交通	
7		むつ市タクシー協会	
8		下北タクシー協会	
9	第3号委員 住民、利用者	むつ市社会福祉協議会	
10		むつ市民生委員児童委員協議会	
11		むつ市身体障害者福祉協会	
12		むつ市老人クラブ連合会	
13		むつ市連合婦人会	
14		むつ商工会議所	
15	第4号委員	東北運輸局青森運輸支局	
16	第5号委員	下北交通労働組合	

平成 年 月 日

東北運輸局 青森運輸支局長 殿

名 称 特定非学利活動法人ラ・シャリテ
住 所 青森市第二問屋町3丁目3番地31号
代表者の氏名 理事長 大坂 潤

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送を行いたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
特定非学利活動法人ラ・シャリテ
青森市第二問屋町3丁目3番地31号
理事長 大坂 潤

2. 自家用有償旅客運送の種別
(福祉有償運送)

3. 運送の区域

区 域	備 考
むつ市	むつ市を発地又は、着地とする区域

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
ラ・シャリテ 福祉運送サービス	むつ市金曲1丁目11番16号 シルバーピュアむつ

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	1 ()	1 ()
	持込	()	()	()	()	(1)	(1)
	合計	()	()	()	()	1 (1)	1 (1)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（特定非常利活動法人ラ・シャリテ）が、青森運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類
1	村上 修	むつ市海老川町26-1	1種
2	井口ひさ子	むつ市昭和町15-31	1種
3	市ノ渡 元気	むつ市大畑町大畑道65-3	1種
4	今 廣美	むつ市大字田名部字上道87-294	2種
5			種
6			種
7			種
8			種

※ 受けている運転免許の別（1種、2種）の別を記載すること。

※ 普通第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉自動車以外を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿

申請者（特定非常利活動法人ラ・シャリテ）が、青森運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	資格の種類
1	村上 修	むつ市海老川町26-1	訪問介護員 2級課程
2	井口 ひさ子	むつ市昭和町15-31	介護福祉士
3	市ノ渡 元気	むつ市大畑町大畑道65-3	訪問介護員 1級

※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を満たすことを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉有償運送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

特定非常利活動法人 ラ・シャリテ

身体障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
6 級			知的障害者		
5 級				軽 度	
4 級		2		中 度	
3 級		2		重 度	
2 級		2			
1 級		2			
合計		8人	精神障害者		人 数
要支援認定者		人 数		3 級	
要支援 1				2 級	
要支援 2		3		1 級	
合計		3人		診断書	
要介護認定者		人 数	そ の 他		人 数
要介護 1		11		肢体不自由者	
要介護 2		5		内部障害	
要介護 3		1		そ の 他	
要介護 4		1			
要介護 5					
合 計		18人	合 計		
総合計					29人

事業所が提供する運送の対価は次のとおりとする

運送の対価は、むつ地域のタクシー料金のおおむね2分の1程度とし、乗車地点と後車地点の地図上での直線距離を基に計算する。

運送対価：地図上の直線距離を1.2倍し、みなし運送距離とし、運送距離が初乗り1500mまで330円、以後309mごとに40円を加算した額とする。

介護車両(車椅子乗車)使用の場合割増料金200円(但し往復の場合は一回分とする)

運送距離(m)	1000	1500	2000	3000	4000	5000	6000	7000
対価(円)	330	330	410	530	650	770	930	1050
運行距離(m)	8000	9000	10000	11000	12000	13000	14000	15000
対価(円)	1170	1290	1450	1570	1690	1810	1930	2090

複数乗車の対価は、人工透析者の透析のための運送並びに知的障害者及び精神障害者等の施設通所等のための運送の際は、複数の乗客(付添い人を除く)の人数、目的の共通性に従い運賃を人数割とする。

会員となったときの入会金、年会費は不要とする。

特定非営利活動法人 ラ・シャリテ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ラ・シャリテという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「生活保護受給者など、所得が低く、住居に不便を感じている高齢者の方々に対して、清潔なバリアフリーの住居を提供する事業を行い、心身ともに健康を維持、回復していただくことを支援する」ことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 生活保護受給者など、所得が低く、住居に不便を感じている高齢者の方に対して、清潔なバリアフリーの住居を提供する事業
- ② 国民健康保険適用高齢者への、医療費一部立替支費事業
- ③ 介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅の運営事業
- ④ 介護保険適用外の高齢者の方々に対して、食事を提供する等の支費事業
- ⑤ 不動産の賃貸および管理事業
- ⑥ 介護保険法に基づく訪問介護事業
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅介護支援計画の作成
- ⑧ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑨ 介護用機器及び介護用品の貸与及び販売事業
- ⑩ 有料老人ホームの経営
- ⑪ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ⑫ 生活保護法に基づく居宅介護等
- ⑬ 一般乗用旅客自動車運送事業
- ⑭ 自家用自動車有償運送事業
- ⑮ 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体
(入会)

第7条 会員の資格を取得する条件は、定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも6日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、弘前市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理 事 長 阿 部 武 人
副理事長 上 川 原 敏 雄
理 事 田 中 琢 也
監 事 高 田 弘 之
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2006年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2005年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
会 費 正会員 入会金 2,000円 年会費6,000円
賛助会員 入会金 2,000円 年会費 1口 6,000円